

広告宣伝自主基準

アサヒビール(株)の広告宣伝活動は、商品の特性・品質・世界観などの情報をお客様にお伝えし、ご愛飲いただけることを目的に行っています。

その際、表現・表示の詳細な規程を「広告宣伝自主基準」に定め、適正飲酒に反するような表現や昼間のテレビコマーシャルを自主的に規制。お客様の共感と信頼を得るための活動を推進しています。

アサヒビール(株) 広告宣伝自主基準

1. 関係法令を遵守した広告宣伝活動を行います。

- (1) 独占禁止法・景品表示法・公正競争規約(表示)・不正競争防止法等の法令、規約に抵触する表現は使用しません。
- (2) 酒税法・酒類業組合法・食品衛生法・健康増進法等の各分野法に抵触する表現は使用しません。
- (3) 商標権・著作権等の知的財産権、及び肖像権等の法的に保護された権利を侵害しません。

2. 社会的良識・倫理性に留意した広告宣伝活動を行います。

- (1) 良識と品位、社会的倫理性に欠け、お客様の信頼に背くような表現は使用しません。
- (2) 真実や事実を誇張する表現、虚偽の表現、誤解を招くような表現は使用しません。
- (3) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明な表現は使用しません。
- (4) 競合他社や他社の商品を誹謗・中傷するような表現は使用しません。
- (5) 社会に対して不快・不安を与えるような表現は使用しません。
 - 1) 性道徳を冒とくするような露骨な性的表現は使用しません。
 - 2) 殺人・拷問・暴力等の犯罪、残虐な表現は使用しません。
- (6) 風紀上好ましくなく、清潔感や健康感を損なう恐れのある表現は使用しません。

3. アルコール問題に留意した広告宣伝活動を行います。

3-1. 20歳未満飲酒防止に努める広告宣伝活動を行います。

- (1) 各広告制作物に「ストップ!20歳未満飲酒。」のメッセージを規定通りに表示します。
- (2) 20歳未満者を商品広告に出演させません。
- (3) 主として20歳未満者にアピールするようなCMタレント・キャラクターの起用はしません。
- (4) 20歳未満者の飲酒を推奨、連想、誘引する表現はしません。
- (5) 主として20歳未満者にアピールするようなキャンペーンは行いません。
- (6) 酒類を清涼飲料と誤認させるような表現は使用しません。
- (7) 主として20歳未満者が使用する衣類、玩具、ゲーム等に酒類の商品ロゴ及び商標を使用しません。

3-2. 適正飲酒に配慮した広告宣伝活動を行います。

- (1) 表記可能な広告制作物には「ほどよく、楽しく、いいお酒。」のメッセージを表示し、適正飲酒の推進に努めていきます。
- (2) 妊産婦及び授乳期間中の女性の飲酒要因となるような表現は使用しません。
- (3) 一気飲みや過度な飲酒を連想・誘発するような表現は使用しません。
- (4) 入浴時やスポーツ時の飲酒、又は飲酒後のスポーツ等を連想・誘発するような表現は使用しません。
- (5) 危険な場所など不適切なシーンでの飲酒表現は使用しません。
- (6) アルコールが無いと精神状態が不安定になる等、依存性を連想・誘発するような表現は使用しません。
- (7) 飲酒による健康増進効果を具体的に想起させるような表現は使用しません。

3-3. 飲酒運転防止に努める広告宣伝活動を行います。

- (1) 飲酒運転を連想・誘発するような表現は使用しません。

4. 製造物(商品の販売に要するツール類を含む)の取り扱い上の安全性に留意し広告宣伝活動を行います。

- (1) 広告表現に類似した行為を行った場合に、お客様に対して危険性が予見される表現は使用しません。
- (2) 酒類の「お取り扱いはいねいに」の考え方に反するような表現・表示(音を含むすべて)は使用しません。
- (3) 「泡ふき」や「破びん」等の原因となるような表現・表示は使用しません。
- (4) 「飲酒後の機械操作」など重大事故につながりかねない作業時の飲酒の誘因となるような表現は使用しません。
- (5) ジョッキ、グラスの取り扱い上で危険性が予見される表現・表示は使用しません。
- (6) 取り扱い上の安全性を過度に期待させるような表現・表示は使用しません。
 - 1) 「商品を投げる」「回転させる」「振る」等、商品を"おもちゃ"にした表現は使用しません。
 - 2) 「連続開栓」「強く置く」「山盛りでかかえる」等、類似行為の際に危険性が予見される表現は使用しません。
 - 3) 「商品を凍らす」「灼熱下に放置する」等、品質上及び安全性で危険性が予見される表現は使用しません。
 - 4) 「グラス(ジョッキ)を強く置く」「激しく乾杯でぶつける」等、事故の原因となるような表現は行いません。
- (7) 高齢者・小児・幼児の立場にたった安全性に留意します。

5. 人権問題に留意した広告宣伝活動を行います。

- (1) 「男女」「地域」「人種」「身体」「国籍」「職業」「学歴」「政治」「宗教」「門地」「思想」「信条」「社会的身分」等の差別に繋がるような表現は使用しません。

6. 環境問題・動物愛護に留意した広告宣伝活動を行います。

- (1) リサイクル・環境保全に反する表現は使用しません。
- (2) 企業活動において、エネルギー浪費を想起させるような表現は使用しません。
 - 1) 「のんだあとはリサイクル(リサイクルマーク)」のメッセージを規定通りに表示します。
 - 2) 「空びんはお取り扱いのお店にご返却ください。」のメッセージを規定通りに表示します。
 - 3) 環境破壊に繋がるような表現・表示は使用しません。
- (3) 動物愛護の精神に反するような表現は使用しません。

上記、「自主基準」に基づき制作された広告素材に関しては、原則、20歳未満者向けの媒体や社会的倫理性及び飲酒運転防止に抵触を予測される媒体での出稿は致しません。

・下記時間帯は、原則、テレビ広告及びラジオ広告を行いません。

テレビ 曜日を問わず 5:00~18:00

ラジオ 曜日を問わず 5:00~12:00